第1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等の設置者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対して、市が行う指導及び監査について、基本的事項を定めることにより、総合支援法、児童福祉法その他の法令、東京都の条例に基づく最低基準、指定基準等(以下「関係法令」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障害者(児)福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 指導の基本方針等

指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、関係法令に定めるサービス内容及び自立支援給付 に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに改善の必要があると認めら れる事項については、適切な助言及び指導を行う。

2 前項における指導は、原則として対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設等の実地において行うこととし、この形態を「実地指導」という。なお、指導を効率的かつ効果的に行うため、必要と認められるときは、一定の場所において個別に指導を行うことができる。

第3 指導及び監査の実施方針

指導を重点的かつ効果的に実施するため、指導の重点項目等を掲げる障害福祉サービス事業者 等指導及び監査実施方針を、毎年度別に定める。

第4 指導の実施計画

指導の対象事業者、実施時期及び実施計画を、毎年度別に定める。

2 障害福祉サービス事業者等の運営に問題が発生した場合又はそのおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導を実施する。

第5 指導実施方法

指導の方法は、次のとおりとする。

- (1) 指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ指導の根拠規定、 日時、場所、指導員、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等 に通知するとともに、指導に当たって必要となる調査書等の提出を求める。また、やむを得な い事由がある場合には、通知の事前送付を行わず、指導の開始時に文書を交付することによっ て行うものとする。
- (2) 指導は、関係書類の閲覧及び関係者からの面談方式で行う。なお、業務管理体制の整備・運用状況の確認等に当たっては「障害福祉サービス事業所に係る業務管理体制の監督について」 (平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を踏まえ、書面又は実地において確認する。

- (3) 指導は、原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員2名以上の指導班を編成し実施する。
- (4) 指導は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係行政機関職員又は当該障害福祉サービス事業者等の関係者に対し、立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

第6 指導後の措置

指導後の措置については、次のとおりとする。

- (1) 指導員は、指導終了後直ちにその結果について検討し、生活福祉課長へ復命する。
- (2) 指導の結果、改善を要すると認める事項(以下「改善事項」という。)があるときは、その旨を、文書により通知する。
- (3) 指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の 請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、改善及 び自立支援給付に係る費用等の返還等を行うよう指導する。
- (4) 前号により改善事項を通知したときは、その通知の発送日から原則として30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。
- (5) 指導の結果、改善事項について、改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて再度指導等を行う。
- (6) 指導の結果、第7に定める監査の実施基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。 第7 監査実施基準

監査は、障害福祉サービス事業者等が次に掲げるいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 関係法令に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求に、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 度重なる指導によってもサービス内容、自立支援給付に係る費用等の請求又は関係法令違反に対する改善がみられないとき。
- (3) 正当な理由がなく、指導を拒否したとき。

第8 監査実施方法

監査の方法は次のとおりとする。

- (1) 監査対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、 日時、場所、監査員、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等 に通知するものとする。ただし、第6第6号の規定により指導から監査へ変更した場合及び緊 急を要する場合は、この限りでない。
- (2) 指定権限のない障害福祉サービス事業者等に対し監査を実施する場合には、指定権限のある関係行政機関に事前に監査実施に関する情報提供を行う。
- (3) 監査は実地における検査を行うほか、帳簿書類を持ち帰り確認する方法や、当該障害福祉サービス事業者等関係者に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、 実施する。
- (4) 監査は、原則として課長級以上の職にある者を班長とする職員3名以上の監査班を編成し実施する。
- (5) 監査は、目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的かつ

改善が図られるまで継続的に実施することができる。

(6) 監査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係行政機関職員又は当該障害福祉サービス事業者等の関係者に対し、立会いを求め又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

第9 監査後の措置

監査後の措置については、次のとおりとする。

- (1) 監査員は、監査終了後、その概況を健康福祉部長に報告し、必要に応じ関係行政機関と協議する。
- (2) 監査員は、前号の結果を当該障害福祉サービス事業者等に対して文書で通知する。
- (3) 監査の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、改善及び自立支援給付に係る費用等の返還等を行うよう指導する。
- (4) 第2号の規定による監査結果において、改善すべき事項について指摘があった場合には、通知の発送日から原則として30日以内に、指摘事項に対する改善状況報告書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ監査を継続する。
- (5) 改善報告書が期限内に提出されないとき、並びに提出された改善状況報告書の内容を精査した結果、改善の意思がなく、及び改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告、又は行政処分を行うための手続を進めることができる。

第10 指導監査情報の公表

指導及び監査結果のうち文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として市ホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

第11 関係機関等との連携

指導及び監査に当たっては、東京都等関係行政機関との連携を図り、効果的に実施するよう努めるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月1日から適用する。